特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	謝金等に係る源泉徴収票等法定調書の作成に関する事 務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

国立大学法人岩手大学は、謝金等に係る源泉徴収票等法定調書の作成に 関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

国立大学法人岩手大学

公表日

令和7年7月15日

[令和6年10月 様式2]

適用した理由

I 関連情報							
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務							
①事務の名称	射金等に係る源泉徴収票等法定調書の作成に関する事務						
②事務の概要	本学が委嘱した委員や講師等に対し報酬等を支払う際、法令に基づき、個人番号の提供を受け、これを記載した法定調書等を作成し、税務署及び市区町村に提出する。番号法第9条第4項の規定のとおり、所得税法等で規定する事務の処理に必要とされる第三者の個人番号を記載した法定調書等の提出事務において個人番号を用いている。						
③システムの名称	マイナンバーシステム						
2. 特定個人情報ファイル名	ž						
謝金等に係る源泉徴収票等法	定調書の作成用データファイル						
3. 個人番号の利用							
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第4項						
4. 情報提供ネットワークシ	マステムによる情報連携						
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定						
②法令上の根拠							
5. 評価実施機関における	担当部署						
①部署	法人運営部人事課						
②所属長の役職名	法人運営部人事課長						
6. 他の評価実施機関							
なし							
7. 特定個人情報の開示・語	訂正•利用停止請求						
請求先	国立大学法人岩手大学法人運営部総務広報課総務グループ 〒020-8550 岩手県盛岡市上田3-18-8 019-621-6008						
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ							
連絡先	国立大学法人岩手大学法人運営部総務広報課総務グループ 〒020-8550 岩手県盛岡市上田3-18-8 019-621-6008						
9. 規則第9条第2項の適用	用 []適用した						

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	17年7月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]		<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満		
	いつ時点の計数か		17年7月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類				
2)又は3)を選択した評価実施	項目評価書 施機関については、それ] れぞれ重点項目評価	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重 3) 基礎項目評価書及び全 書又は全項目評価書において、リスクタ	項目評価書	
されている。					
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)					
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分であ	්	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分であ	る]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分であ	న]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[0]	委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	。 (委託や情報提供ネッ	トワークシステムを追	駈じた提供を除く。) [○]	提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[〇]接続しない(入手) [〇]	接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人	手を介在させる作業				[]人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
	判断の根拠	バ法が・・・まる・る登調で請定人、 為	录や副本登録の際には 書作成に関する事務で するが、いずれの局面 書に記載された個人: 個人情報の記載があ 番号及び本人情報が 人手が介在する局面で 的ミスを防止する対象	は、本人からでは、上記のにおいても被番号及び本ルる申請されたにごとに、人為にことに、人為にことがある。		

9. 監査							
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[] 外部監査				
10. 従業者に対する教育・啓発							
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]全	項目評価又は重点項目評価を実施する				
[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策							
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠	国立大学法人岩手大学特定個人情報取扱規則及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。また、・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。・特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存すること。を徹底する運用としている。これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられられる。						

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月15日	200	源泉徴収票等の法定調書作成に関する事務	謝金等に係る源泉徴収票等法定調書の作成に 関する事務	事後	基礎項目評価書の様式の変 更に伴い、実際の業務内容に 即した記載となるよう、記載内 容を見直したことによる変更
令和7年7月15日	個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言	国立大学法人岩手大学は、源泉徴収票等の法定調書作成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のブライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	国立大学法人岩手大学は、謝金等に係る源泉 徴収票等法定調書の作成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特 定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライ バシー等の権利利益に影響を及ぼしかねない ことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の 事態を発生させるリスクを軽減させるために適 切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等 の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言 する。	事後	基礎項目評価書の様式の変 更に伴い、実際の業務内容に 即した記載となるよう、記載内 容を見直したことによる変更
令和7年7月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	源泉徴収票等の法定調書作成に関する事務	謝金等に係る源泉徴収票等法定調書の作成に 関する事務	事後	基礎項目評価書の様式の変 更に伴い、実際の業務内容に 即した記載となるよう、記載内 容を見直したことによる変更
令和7年7月15日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要	報酬等にかかる源泉徴収票及び支払調書を作成し、税務署に提出する。	本学が委嘱した委員や講師等に対し報酬等を支払う際、法令に基づき、個人番号の提供を受け、これを記載した法定調書等を作成し、税務署及び市区町村に提出する。番号法第9条第4項の規定のとおり、所得税法等で規定する事務の処理に必要とされる第三者の個人番号を記載した法定調書等の提出事務において個人番号を用いている。	事後	基礎項目評価書の様式の変 更に伴い、実際の業務内容に 即した記載となるよう、記載内 容を見直したことによる変更
令和7年7月15日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	源泉徴収票等法定調書作成用データファイル	謝金等に係る源泉徴収票等法定調書の作成用 データファイル	事後	基礎項目評価書の様式の変 更に伴い、実際の業務内容に 即した記載となるよう、記載内 容を見直したことによる変更